

佐賀県内のバスケットボールに係る行事開催について (再通知)

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染拡大により、佐賀県を含む17都府県に出されていた「まん延防止等重点措置」が延長されることになりました。(3月6日まで)

今後も様々な状況を考慮し、対応していく必要があります。政府やスポーツ庁、日本バスケットボール協会や他県の動向をふまえながら、佐賀県、県教育委員会、県スポーツ協会とも連携をとって、感染拡大防止対策を継続して実施していきます。何卒ご協力ください。

本協会として、以下の通り、県内のバスケットボール行事に関わる開催に係る現時点の方針を、関係団体、登録チーム、登録選手等、皆様に通知いたします。

記

1. 必ず「JBA バスケットボール活動再開に向けたガイドライン第4版」(9月9日)を熟読し実行すること。  
([http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA\\_Guideline\\_4th\\_20210909.pdf](http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_4th_20210909.pdf))
2. 今後、佐賀県バスケットボール協会が主催または協力する大会については、以下のとおりとする。
  - 県内リーグ戦、県内カップ戦、県内講習会については3月6日までは自粛すること。
  - 県内公式戦については、3月6日までは、自粛すること。
3. 全カテゴリー(審判を含む)において、以下の形で対応すること。
  - まん延防止等重点措置が出されている地域の往来、これらの地域での会食は自粛すること。
  - 県内・県外チームとの対外試合、交流は自粛すること
  - 学校の場合は、所属長の判断に従うこと。  
クラブチーム(U12,15,18,社会人)の活動について、活動する場合はチーム活動のみとし、地方自治体や所属する学校の要請に従うこと。また、会場借用ができなくなった場合は、自粛すること。
4. 協会内の各種会議については、リモート会議もしくは、感染予防対策を講じた上での会議を行うこと。会議の開催、中止の判断については会長および専務理事に相談し、書面の配付で済むものは会議開催を省略する。(※状況が変わり次第、再度通知する場合があります。)